

金融庁

番号	制度名
金融庁	
金融01	投資法人に係る税制優遇措置の延長
金融02	投資信託等の二重課税調整に係る所要の措置
金融03	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	投資法人に係る税制優遇措置の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（足下の組成・上場ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入を促進する）について、達成すべき水準（測定指標）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（足下の組成・上場ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入を促進する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（匿名組合出資を受けて再エネ投資を行う既存の私募ファンドの出資持分をインフラファンドに移転して上場する際の障壁を下げることにより、従前よりも広範な上場ニーズへの対応を通じてのインフラファンド市場の参入促進を図る）及び測定指標（当該税制優遇措置の投資法人への適用実績）を削除する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① インフラファンド市場は、2016年6月に第1号案件の上場以来、約3年間で6銘柄、時価総額約750億円（個人投資家計約5万人）の規模に拡大し、足下でも複数の案件が上場に向けた準備や検討に着手しているところ。今次要望が認められた場合、インフラファンド市場への参入が促進され、市場の幅に広がりが増していくと思料されるものの現時点において具体的などれだけの事業者がインフラファンド市場に参加するかは不明であるため、達成水準を定量的に示すことは困難である。</p> <p>なお、今次要望が認められた場合の中期的な目標として、足下の動向やこれまでの市場規模の拡大の推移等を踏まえると、本特例措置の適用期間の最終年度の2022年度末時点で12銘柄、時価総額約1,500億円程度の市場規模が見込まれる。</p> <p>② 上記①と同じ。</p> <p>③ 今回目標においても、本特例措置の延長により、足下の上場ニーズ等を通じてのインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入の促進を図るものであるところ、所期の達成目標（匿名組合出資を受けて再エネ投資を行う既存の私募ファンドの出資持分をインフラファンドに移転して上場する際の障壁を下げることにより、従前よりも広範な上場ニーズへの対応を通じてのインフラファンド市場の参入促進を図る）を包含するものと思料されるため、削除したもの。また、測定指標（当該税制優遇措置の投資法人への適用実績）については、所与のものであるとの判断から、削除したもの。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数が把握されていない。</p> <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 適用数は、以下のとおり。</p>
--

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
上場銘柄数	3	4	6	7

(注) 東証調べ（見込みは足下の動向やこれまでの市場規模の拡大の推移等を踏まえたもの）
(※) 年度中に決算期末が到来していない投資法人を含む

【点検結果】

① 当該租税特別措置の適用件数又は適用法人数を、適用数として把握すべきであるが、「上場銘柄数」を適用数として説明しており、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p> <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 適用数は、以下のとおり。</p>			
	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)
上場銘柄数	9	10	12

(注) 東証調べ（見込みは足下の動向やこれまでの市場規模の拡大の推移等を踏まえたもの）
(※) 年度中に決算期末が到来していない投資法人を含む

【点検結果】

① 当該租税特別措置の適用件数又は適用法人数を、適用数として予測すべきであるが、「上場銘柄数」を適用数として説明しており、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が把握されていない。</p> <p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 減収額は、以下のとおり。</p>				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
法人税額 (総額)	46	222	656	1,119

(注) 東証調べ（見込みは足下の動向やこれまでの市場規模の拡大の推移等を踏まえたもの）
(※) 見込みの実効税率は30%で計算
(※) 単位未満切捨て
(※) 租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額は、「投資法人に係る課税の特例」に関するものであり、本件税制措置（再エネ設備を投資対象とする投資法人に限り、適用される税制措置）の適用対象と一致しない。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていないため、この点を課題とする。

また、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額が予測されていない。

【金融庁の補足説明】

① 減収額は、以下のとおり。

	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)
法人税額 (総額)	1,402	1,650	2,062

(注) 東証調べ(見込みは足下の動向やこれまでの市場規模の拡大の推移等を踏まえたもの)
 (※) 見込みの実効税率は30%で計算
 (※) 単位未満切捨て

【点検結果】

① 補足説明(令和元年度については点検項目(4)の補足説明)により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の減収額(法人住民税及び法人事業税)が税目ごとに予測されていないため、この点を課題とする。
 また、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(足下の組成・上場ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入を促進する)に対する過去の効果が年度ごとに把握されていない。

② 達成目標(足下の組成・上場ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入を促進する)に対する過去の効果について、「これまでに6銘柄が上場したほか、足下において複数の案件が上場に向けた検討・準備に着手しており、具体的なニーズが認められる」と説明されているが、算定根拠(出典)が明らかにされていない。

③ 達成目標(足下の組成・上場ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入を促進する)に対する過去の直接的な効果について、「足下において、これまでに上場した6銘柄に引き続き具体的な準備や検討に着手した案件が複数存在しており」と説明されているが、過去の効果(上場インフラファンド数)から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

④ 所期の達成目標(匿名組合出資を受けて再エネ投資を行う既存の私募ファンドの出資持分をインフラファンドに移転して上場する際の障壁を下げることにより、従前よりも広範な上場ニーズへの対応を通じてのインフラファンド市場の参入促進を図る)に対する過去の効果について、「これまでに6銘柄が上場したほか、足下において複数の案件が上場に向けた検討・準備に着手しており、具体的なニーズが認められる」と説明されているが、定量的に把握されていない。

【金融庁の補足説明】

① インフラファンド市場への参入を促進するという達成目標について、

- 平成28年度 新規上場3銘柄
- 平成29年度 新規上場1銘柄
- 平成30年度 新規上場2銘柄

の効果が得られた。

② 「これまでに6銘柄が上場した」事実は、以下の日本取引所グループ/東京証券取引所のウェブサイトから確認可能。
 <<https://www.jpx.co.jp/equities/products/infrastructure/issues/index.html>>
 「足下において複数の案件が上場に向けた検討・準備に着手」している事実は、東京証券取引所の担当部署が各証券会社や事業者へのヒアリングを通じて確認したものの。

③ 上場6銘柄に対して行ったヒアリングを通じて、6銘柄全てにおいて、本特例措置が得られない場合には上場インフラファンドを組成しない意向である旨の回答が得られたことから、現時点で6銘柄が上場していること自体が本特例措置の直接的な効果である。

④ 今回目標においても、本特例措置の延長により、足下の上場ニーズ等を通じてのインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入の促進を図るのものであるところ、所期の達成目標(匿名組合出資を受けて再エネ投資を行う既存の私募ファンドの出資持分をインフラファンドに移転して上場する際の障壁を下げることにより、従前よりも広範な上場ニーズへの対応を通じてのインフラファンド市場の参入促進を図る)を包含するものと思料されるため、当該所期の達成目標につき所期の測定指標(当該税制優遇措置の投資法人への適用実績)を用いて定量的に示すこととはしていない。

【点検結果】

①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

④ 前回の政策評価時に設定していた達成目標に対する効果を明らかにする観点から、所期の達成目標に対する過去の効果も定量的に把握する必要があり、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(足下の組成・上場ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入を促進する)に対する将来の効果について、「足下の組成・上場ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入を促進することが可能となる」と説明されているが、定量的に予測されていない。

【金融庁の補足説明】

① 上記(1)①のとおり、現時点で達成水準を定量的に示すことは困難であるが、足下の動向やこれまでの市場規模の拡大の推移等を踏まえると、今後3年間で5銘柄程度のインフラファンドの新規上場が見込まれる。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「今後3年間で5銘柄程度のインフラファンドの新規上場が見込まれる」との説明では、達成目標(足下の組成・上場ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入を促進する)に対する将来の効果が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。
 また、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない上、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目全てに課題があり、中でも(2)過去の適用数が把握されておらず、(3)将来の適用数が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	投資法人に係る税制優遇措置の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税4) (法人住民税:義、法人事業税:義)(地方税8)
	① 政策評価の対象税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 再生可能エネルギー発電設備(以下「再エネ設備」)を主たる投資対象資産とする投資法人について、一定の要件の下、従来のペイスルー課税対象資産を主たる投資対象資産とする投資法人と同様の税制優遇措置が認められている。
		《要望の内容》 投資法人に係るペイスルー課税の特例に関し、再エネ設備について、令和2年3月末までとなっている取得期限を延長すること。
		《関係条項》 租税特別措置法第67条の15
		—
5	担当部局	金融庁企画市場局市場課市場機能強化室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成28年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	・平成26年度税制改正要望において、本件税制優遇措置の創設を要望。 ・平成28年度税制改正要望において、再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間の延長(10年→20年)を要望。 ・平成29年度税制改正要望において、平成29年3月末までとなっていた再エネ設備の取得期限の令和2年3月末までの延長を要望。
8	適用又は延長期間	3年の延長を要望する。
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 多様なニーズに合った商品が提供されることによる金融資本市場の利便性向上と活性化の一環として、インフラファンド市場の持続的な成長の実現のために必要な環境整備を行う。</p> <p>《政策目的の根拠》 日本再興戦略2016(抜粋) 第2 具体的施策 Ⅱ 生産性革命を実現する規制・制度改革 2-2 活力ある金融・資本市場の実現 ⑤金融資本市場の利便性向上と活性化 投資家がインフラ資産に容易に投資できるよう、インフラファンド市場の持続的な成長のために必要な環境整備を図る。</p> <p>投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号) (目的)</p>

10	有効性等	① 適用数	第一条 この法律は、投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用が適正に行われることを確保するとともに、この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、投資者による有価証券等に対する投資を容易にし、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		② 適用額	Ⅱ-1 利用者利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 Ⅲ-3 市場機能の強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		③ 減収額	《達成目標及びその実現による寄与》 再エネ設備の取得期限(令和2年3月末まで)により実質的に日切れとなること、本件税制優遇措置の延長により、足下の組成・上場ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入を促進する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 上記達成目標の実現により、引き続き組成・上場ニーズに対応することを通じたインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入が促進され、以て金融資本市場の利便性向上と活性化の一環として更なるインフラファンド市場の持続的な成長の実現が図られる。
		④ 効果	平成28年6月に第1号案件が上場されて以降、これまで6銘柄(時価総額約700億円)が上場(1銘柄は直近決算期到来後に適用見込)。また、足下において、引き続き具体的なニーズが認められる。
10	有効性等	① 適用数	平成28年6月に第1号案件が上場されて以降、これまで6銘柄(時価総額約700億円)が上場(1銘柄は直近決算期到来後に適用見込)。また、足下において、引き続き具体的なニーズが認められる。
		② 適用額	—
		③ 減収額	—
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 平成28年度税制改正にて、再エネ設備を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間が延長(10年→20年)されたこと及び平成29年度税制改正にて、平成29年3月末までとなっていた再エネ設備の取得期限が令和2年3月末までに延長されたことを受け、これまでに6銘柄が上場したほか、足下において複数の案件が上場に向けた検討・準備に着手しており、具体的なニーズが認められることから、本件税制優遇措置の延長が必要。 令和2年3月末をもって実質的に日切れとなる本件税制優遇措置の延長により、足下の組成・上場ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入を促進することが可能となる。 これにより、引き続き組成・上場ニーズに対応することを通じたインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入が促進され、以て金融資本市場の利便性向上と活性化の一環として更なるインフラファンド市場の持続的な成長の実現が図られる。

			<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>足下において、これまでに上場した6銘柄に引き続き具体的な準備や検討に着手した案件が複数存在しており、これらの具体的な組成・上場ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入が促進される。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	—
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	投資法人のペイスルー課税の特例に関する要望であり、予算その他の措置によっては実現できないことから、妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		H28 金融 02(平成 28 年 8 月に実施)

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	投資信託等の二重課税調整に係る所要の措置
税目	法人税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（投資信託等に係る内外二重課税を排除すること）について、達成すべき水準（測定指標）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（投資信託等に係る内外二重課税を排除すること）を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 投資信託等に係る内外二重課税の調整方法（所得税法第176条第3項、第4項、租税特別措置法第67条の15第4項等）が一定の場合には認められていなかった状態に鑑み、平成30年度税制改正において二重課税調整が措置された。</p> <p>本要望は、当該措置に係る所要の措置を求めるもの。従って、本要望の性質上、制度改正により目標が達成されるため、定量的な目標は設定できない。</p> <p>② 上記の通り、制度改正により目標が達成されるものであるから、平成30年度税制改正において措置された二重課税調整措置の施行日（令和2年1月）以降速やかに達成すべき。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 外国税の支払がある投資信託等に投資を行う投資家の数及び支払外国税の額等を把握する上で役立つ有効なデータはないため、適用数を定量的に予測することは困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 内外二重課税調整に係る所要の措置が行われた結果、実際に徴収される税額があったとしても、それは本来徴収されるべきでなかった税金が現行制度下で徴収されていた（すなわち、二重課税が解消されていない）にすぎず、そのことを以って減収と考えるべきではない（本来徴収されるべきでなかった税金の額について、精査中である）。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 「本来徴収されるべきでなかった税金の額」が予測されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（投資信託等に係る内外二重課税を排除すること）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 将来の効果は、達成目標が本措置の施行であるため、本措置が目標達成に十分に寄与することは明らか。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「達成目標が本措置の施行であるため、本措置が目標達成に十分に寄与することは明らか」との説明では、達成目標（投資信託等に係る内外二重課税を排除すること）に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目全てに課題があり、中でも(3)将来の適用数及び(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	投資信託等の二重課税調整に係る所要の措置
2	対象税目	(国税 14)法人税:義 (地方税 11)法人住民税:義
	① 政策評価の対象税目 ② 上記以外の税目	所得税:外、個人住民税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>投資信託等が海外の資産に投資している場合、そこから得られる配当等に対して外国で課税されるが、この投資信託等が国内の投資家に分配金を支払う際には、国内で源泉所得税が課されるため、内外二重課税が発生する。この二重課税を調整する措置(所得税法第 176 条 3 項等)の対象が限定的であったため、平成 30 年度改正、平成 31 年度改正にて、その対象を拡げる措置が認められた(令和 2 年 1 月施行)。</p> <p>当該二重課税調整に際し、住民税については控除が認められていないものの、国税については投資家が受け取る分配金に外国税額を加算(グロスアップ)した額を課税標準として控除額を計算する仕組みであることから、住民税の課税標準も外国税額加算後の金額となってしまう。</p> <p>投資法人の海外子会社が外国子会社合算税制の対象となる場合には二重課税調整が認められておらず、国税の措置によっては同様の状況が発生する。</p> <p>《要望の内容》 (地方税のみの要望) 投資信託等を経由して支払う外国税について、住民税からの控除は認められていないことを踏まえ、外国税額加算前の金額を個人住民税・法人住民税の課税標準とする等の所要の措置を要望する。 (国税・地方税の要望) 投資法人に外国子会社合算税制が適用される場合においても、投資家の負担が軽減されるよう、所要の措置を要望する。</p> <p>《関係条項》 所得税法第 176 条 3 項 法人税法第 69 条の 2 租税特別措置法第 9 条の 3 の 2 租税特別措置法第 9 条の 6 の 2 租税特別措置法第 67 条の 15 地方税法第 23 条 1 項 4 号 地方税法第 71 条の 27 等</p>
5	担当部局	金融庁 総合政策局 総合政策課

6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:令和2年～令和4年	
7	創設年度及び改正経緯	<p>・平成 30 年 所得税法第 176 条 3 項(信託財産について納付した所得税額の控除)改正</p> <p>・平成 30 年 法人税法第 69 条の 2(分配時調整外国税相当額の控除)創設</p> <p>・平成 30 年 租税特別措置法第 9 条の 3 の 2(上場株式等の配当等に係わる源泉徴収義務等の特例)改正</p>	
8	適用又は延長期間	恒久措置	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 投資信託等を経由して海外資産に投資する場合の内外二重課税調整を図り、投資環境の整備を図ること。</p> <p>《政策目的の根拠》 本措置により、内外二重課税の更なる解消が見込まれ、海外投資の環境整備が図られる。</p> <p>Ⅲ-3.市場の機能強化、インフラの整備、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ-3.市場の機能強化、インフラの整備、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 投資信託等に係る内外二重課税を排除すること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置による国際的・二重課税を排除することにより、国内外の投資に係る税の中立性を維持することに寄与する。</p>
10	有効性等	① 適用数	外国税の支払がある投資家に適用が見込まれる。
		② 適用額	—
		③ 減収額	—

		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本措置による内外二重課税の排除により海外投資に係る税の中立性を維持することが可能となる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置による内外二重課税を調整するための措置を講ずることで、海外投資の環境整備が図られる。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	—
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	国税の内外二重課税の調整(外国税額控除)の見直しに対応する、地方税法上の手当てを行うものであり、妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		H30 金融 04(平成 30 年8月に実施)

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置
税目	法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること）について、達成すべき水準（測定指標）が定量的に示されていない。
② 達成目標（機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること）を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間に示されていない。
【金融庁の補足説明】
① 達成目標は、「銀行等による株式等の処分を円滑化し、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること」であり、その性格上、計数的な指標をもって定量的に示すことは困難である。
② 本特例措置は、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保し、銀行等による株式等の処分の円滑を図り、機構の解散時における債務超過（国民負担）を回避するために必要な措置である。
【点検結果】
①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【金融庁の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【金融庁の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（法人事業税）について、その算定の基礎となる「資本金等の額（284.8億円）」に関し、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

② 過去の減収額（平成23年度から29年度までの法人事業税）について、地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【金融庁の補足説明】
① 資本金等の額＝一般勘定の当初抛出品（107億円）＋特別勘定の売却時抛出品（177.8億円）＝284.8億円。 （出典：銀行等保有株式取得機構「平成30事業年度決算に関する報告」）
② 評価書に記載の通り、資本金等の額（284.8億円）は平成16年度から平成30年度まで同額であり、適用総額（274.8億円）についても同額であり増減はない。
【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（法人事業税）について、その算定の基礎となる「資本金等の額（284.8億円）」に関し、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【金融庁の補足説明】
① 資本金等の額＝一般勘定の当初抛出品（107億円）＋特別勘定の売却時抛出品（177.8億円）＝284.8億円。 （出典：銀行等保有株式取得機構「平成30事業年度決算に関する報告」）
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること）に対する過去の効果について、「本特例措置により、平成16年度から平成26年度の各年度で57百万円、27年度86百万円、28年度から令和元年度の各年度で144百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており」と説明されているが、定量的に把握されていない。
【金融庁の補足説明】
① 本特例措置による税負担の軽減は、当期利益の増加（又は当期利益の減少）を通じ、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与している。また、これまで機構は銀行等による株式等の処分を補完するセーフティネットとしての機能を発揮していることから、達成目標は実現されていると評価できる。 なお、達成目標の性格上、達成目標に対する効果について、本特例措置による減収額以外の計数的な指標をもって定量的に示すことは困難である。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること）に対する将来の効果について、「本特例措置により、平成16年度から平成26年度の各年度で57百万円、27年度86百万円、28年度から令和元年度の各年度で144百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており」と説明されているが、定量的に予測されていない。

<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 本特例措置による税負担の軽減は、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、機構は銀行等による株式等の処分を補完するセーフティネットとしての機能を發揮している。また、本特例措置は、将来の機構の解散時における国民負担を回避することにも繋がることから、達成目標の実現が見込まれる。</p> <p>なお、達成目標に対する本特例措置の貢献は、機構の財務面の状況（具体的には将来の株価の変動）により異なってくることから、達成目標に対する効果について、本特例措置による減収額以外の計数的な指標をもって定量的に示すことは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(地方税12)(法人事業税:義)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 銀行等保有株式取得機構(以下「機構」という。)については、令和2年3月31日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、資本金等の額を10億円とする課税標準の特例措置が講ぜられている。	
		《要望の内容》 当該措置の機構の存続期限までの延長を要望する。	
		《関係条項》 ・地方税法第72条の12第1項第1号口 ・地方税法附則第9条第3項	
5	担当部局	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和元年8月 分析対象期間：平成16年度～令和4年度	
7	創設年度及び改正経緯	平成16年度 創設 平成21年度 5年間の延長 平成26年度 3年間の延長 平成29年度 3年間の延長	
8	適用又は延長期間	機構の存続期限までの延長とする	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保し、銀行等による株式等の処分を円滑化することにより、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資すること。 《政策目的の根拠》 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(目的) 第1条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付	I-2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備

10	有効性等	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 銀行等による株式等の処分を円滑化し、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、機構の財務面での安定的な業務運営基盤が確保され、機構は、銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮することができる。
		① 適用数	本特例措置の創設以降、適用対象は機構のみであり、今後においても機構のみが適用対象となる。
		② 適用額	適用総額は、各年度274.8億円(資本金等の額(284.8億円) - 特例適用後課税標準(10億円))である。
		③ 減収額	○減収額 平成16年度から平成26年度まで各年度57百万円 平成27年度 86百万円 平成28年度から令和元年度まで各年度144百万円 ○減収見込み額 令和2年度以降、144百万円 《算定根拠》 本特例措置の適用総額×法人事業税(資本割)税率 = 27,478,679千円 × 0.21% = 57,705千円(～平成26年度) = 27,478,679千円 × 0.315% = 86,557千円(平成27年度) = 27,478,679千円 × 0.525% = 144,263千円(平成28年度以降)
	④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本特例措置により、平成16年度から平成26年度の各年度で57百万円、27年度86百万円、28年度から令和元年度の各年度で144百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、機構は銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮している。 その結果、銀行等による株式等の処分は円滑に行われてきており、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に寄与している。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置が延長されなかった場合、解散時の債務超過(国民負担)を回避するべく、機構が株式等の買取りを抑制することが考えられ、その結果、銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能発揮に支障をきたすおそれがある。	

		⑤	<p>租税減を是認する理由等</p>	<p>本特例措置を講ずることにより、令和2年度以降の各年度において法人事業税 144 百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保することに繋がる。</p> <p>その結果、機構が銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮し、金融システムの安定性の確保及び国民経済の健全な発展に寄与していることから、租税減を是認する効果があるといえる。</p>
11	相当性	①	<p>租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>機構の業務は、銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なものである。</p> <p>当該業務は機構のみが担っており、本特例措置は、機構の役割の重要性に鑑み、機構のみを適用対象として創設されたものであり、また、機構の解散時の債務超過(国民負担)を回避するため、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保するには、引き続き、租税特別措置によることが妥当である。</p>
		②	<p>他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>他の支援措置や義務付け等は存在しない。</p>
		③	<p>地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本特例措置は、機構が銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネットとしての機能を発揮し、銀行等の業務の健全な運営の確保に貢献している。</p> <p>その結果、銀行等が地域において金融機能を円滑に発揮することが可能となり、さらに金融システム全体の安定性確保及び地域経済の健全な発展に寄与するものであることから、課税団体である地方公共団体にとっても大きな意義を有するものである。</p>
12	有識者の見解		—	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		H28 金融 03(平成 28 年8月に実施)	